

## 令和4年 第3回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和4年第3回東彼杵町議会臨時会は、令和4年10月7日本町役場議場に招集された。

### 1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

### 2 欠席議員は次のとおりである。

### 3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	健康ほけん課長	氏福 達也 君
産業振興課長	楠本 信宏 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農業委員会事務局長	(楠本 信宏 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	岡木 徳人 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	森 英三朗 君		

### 4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	主 任 書 記	山下 美華 君
--------	---------	---------	---------

### 5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第69号 令和4年度東彼杵町一般会計補正予算(第5号)
日程第4	議案第71号 令和4年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第5	議案第70号 東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約の変更について

### 6 閉 会

## 開 会（午前9時28分）

### ○議長（吉永秀俊君）

おはようございます。

定刻前でございますけれど、全員お揃いのようにございますので、ただいまから第3回臨時会を開会したいと思います。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回東彼杵町議会臨時会を開会いたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（吉永秀俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番議員、大石俊郎君、6番議員、尾上庄次郎君を指名します。

### 日程第2 会期の決定

### ○議長（吉永秀俊君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

### 日程第3 議案第69号 令和4年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号）

### ○議長（吉永秀俊君）

日程第3、議案第69号令和4年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

本日ここに令和4年第3回東彼杵町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席賜り、誠にありがとうございます。

議案に入ります前に2点ご報告をさせていただきます。

最初に、新型コロナワクチンのオミクロン株対応2価ワクチン集団接種につきましてございま

すが、10月29日土曜日から水、木、土の予定で、医師会の先生方と協議を進めています。

確定後、個別にお知らせをいたしますので、ワクチン接種につきまして、ご協力をいただきますようお願いいたします。

次に、9月24日午前2時9分に消防局より火災発生通報があり、直ちに全分団の出動を要請いたしまして、第1分団から第8分団の16台の消防車と佐世保市消防局東彼出張所の消防車による懸命の消火活動にあたっていただきましたが、小屋と住宅が全焼し、午前4時に鎮火をいたしております。

私も総務課長と共に現場に出向き、消防署員の方と消防団員の皆様方に出動に対する感謝を申し上げたところでございます。

真夜中の火災に多くの団員が駆けつけていただき、生命と財産を守る強い使命感に大変ありがたく、頭の下がる思いがいたしたところでございます。

それでは、議案第69号令和4年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6978万8000円を追加し、予算の総額を65億239万3000円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、歳出の主なものは、若年層遠距離通勤応援金など4260万円、価格高騰緊急支援給付金など6154万8000円。歳入の主なものは、国庫支出金1億338万5000円、県補助金2866万6000円でございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重に審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。税財政課長。

#### ○議長（吉永秀俊君）

それでは、町長に代わり税財政課長。

#### ○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第69号についてご説明いたします。

議案の11ページをお開きください。3番歳出からご説明いたします。

2款1項10目地域づくり推進事業費では、過疎対策として定住促進を目的とした事業費を計上いたしました。18節負担金補助及び交付金の若年層遠距離通勤応援金事業は、遠距離通勤をされている町内在住の方に、月8000円の応援金を給付いたします。40歳未満で隣接する川棚、嬉野、大村を超えた市町の事業所へ通勤されている方が対象となります。

その下の、宅地造成支援補助金事業は、2区画以上の宅地分譲地を開発する事業者に対し、1区画あたり50万円の補助をいたします。また、併せて分譲地に対し土地を提供された方にも、土地売却額の10%を給付いたします。ただいま、説明しました2つの事業を合計して、節全体で4260万円を追加計上いたしました。なお、これらの事業につきましては、ソフト事業分の過疎債を財源としております。

12ページをお願いいたします。3款1項7目住民税非課税世帯等特別給付金事業の3節職員手当等から19節扶助費は、住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の費用として、合計で5950万円計上いたしました。

価格高騰対策として、非課税世帯に5万円の給付を行います。なお、こちらの費用については全額国の負担となります。

13ページになります。3款2項2目児童運営費18節負担金補助及び交付金の保育に係る生活支

援事業は、認定こども園に通う園児の副食費用に対する助成費用として、204万8000円追加いたしました。園児1人あたり月4500円を、11月から3月まで助成いたします。なお、この事業は、地方創生臨時交付金の追加交付を財源としております。

14ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金のながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金は、お茶の認定農業者に対し、乗用機械及び防霜ファンの購入費用を助成いたします。乗用機械については、購入費用の3分の1を県、10分の1を町が助成いたします。また、防霜ファンにつきましては、購入費用の5分の2を県、10分の1を町が助成いたします。町県合わせた補助金額3704万円を追加計上いたしました。

15ページになります。7款1項2目商工振興費18節負担金補助及び交付金の中小企業燃料費等高騰対策支援事業補助金は、昨今の原油価格高騰を受け、中小企業者を支援するため2860万円を追加いたしました。6月から9月までに支払った燃料費及び光熱水費に対し10万円を上限として、2分の1を助成いたします。この事業につきましても、地方創生臨時交付金を財源としております。

戻っていただいて、6ページをお願いいたします。2番歳入になります。

12款1項1目地方交付税は、財源更正を行っておりますので、774万3000円の減額としております。

7ページになります。16款2項1目総務費国庫補助金では、地方創生臨時交付金について追加交付がありますので、4388万5000円追加計上いたしました。また、9月定例会において計上しました燃料費の高騰対策事業などの財源を、今回地方創生臨時交付金へ更正しております。

その下、2目民生費国庫補助金は、住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の財源として、国庫補助金を5950万円追加計上いたしました。

8ページをお願いいたします。17款2項4目農林水産業費県補助金は、ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業の県補助分2866万6000円を歳入計上いたしました。

9ページの20款1項3目ふるさと創生事業基金繰入金は、当初予算で計上しておりました保育士確保寄宿舎借上事業になりますが、財源について、地方創生臨時交付金から基金繰入へ更正を行ったため、288万円計上しております。

10ページをお願いいたします。23款1項7目総務債は、若年層遠距離通勤応援金事業などの財源として4260万円を起債収入として計上いたしました。歳入歳出については以上でございます。

3ページをお願いいたします。第2表地方債補正です。起債の目的に挙げております2事業の起債内容について、こちらの表に記しております。

戻っていただいて、1ページ、2ページの第1表、4ページ、5ページの事項別明細書、18ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので、説明は省略いたします。説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。4番議員、浪瀬真吾君。

#### ○4番（浪瀬真吾君）

11ページですね。10目地域づくり推進事業費の中の18節若年層遠距離通勤費。これは40歳以下の方が対象だと説明がありましたけれども、現在、今、町に何名ぐらいの方が、そういう対象者がおられるのか。そして、またこの全員の方にされるのか、また申請をして給付を受けるように

されるのかですね。ある程度今、町以外の大村とか川棚とか嬉野とか言われましたけれども、その辺の人員あたりも現在の時点で把握をしておられるのかお尋ねいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この人数につきましては、令和2年の国勢調査で把握をさせていただいているところでございます。500人ちょっといらっしゃいますが、そのうち今回挙げておりますのは350人ぐらいで調整をいたしております。

申請かどうかというのは、これは申請にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永秀俊君）

他に。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

これは、かねてから町長が、遠くから通勤しているやつを援助したいということをおられた事項で、大いに結構なことだと思います。

問題はですよ、問題は、これが持続可能な、ずっと将来に亘って、町長が町長在任の間ずっとやれる。間、やるよという施策というふうに捉えてよろしいんですかね、そこのところをお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、これは過疎のソフト事業のあれでございます。大体年間4380万円ぐらいですかね、令和4年度で。これは私が町長在任中は、できれば継続してやらせていただいて、ここに家を作って向こうに通っていただければ。今、残念ながらちょっと大村市とかに移っていただく方ですね。今、諫早の工業団地とか長崎、佐世保、それから佐賀県まで、うちに作っていただいて、うちの売りが一番水がありますもんですから、造成もそうでございますけれども。今、そういう形で、とにかく家を、若い人が、今ご両親と一緒に住んでいらっしゃる方はまだ良いんでしょうけれど、また、分家したり、分かれて個別に作られるときは、家に土地がある分はここで家を作って通勤していただきたいということで、継続して、私はお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

他に。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

14ページの、3目農業振興費の中で、18節の負担金補助金及び交付金の中で、先ほどの説明ではお茶の乗用機とかそういったものに対応しているという。現在のところ、何機ぐらいが対象になる、何戸ぐらいの農家戸数か、そこら辺を詳しく説明をお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

茶の集団型の摘採は、戸数は、今までの戸数でございますかね。

今回の分。今回の分は5台、防除機を2台、管理機を1台で予定をさせていただいております。防霜ファンが約103a 予定をされております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

よろしいですか。

他にありませんか。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

ちょっと戻ってから、さっきの若年層遠距離通勤応援金なんですけれどね、先ほど大石議員の方から継続的にできるのかというふうなお尋ねがあったと思いますけれど、これを見てもと過疎対策という案内でしたけれど、これは起債で賄われていますよね。そうしますとね、過疎対策ということですが、過疎地域指定が外れた時は、これはどうなるのかということと、それから、この起債ですから、これは当然これから先の財源確保に、ずっと起債をしていかななくてはいけないのかという心配もありますよね。

ですから、仮にこっちの方の心配しているというか、懸念される事案が発生した場合には、この事業は中止せざるを得ないという結果になりそうな気がするんですけども、そういうことは想定されないんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が継続してやりますというのは、総合計画の間の令和4年から10年まで、とりあえずの計画期間がございまして、これは、ソフト事業というのは、町に割り当てがございまして、基準財政需要額とか何とかありまして、その中で4000万円ちょっと枠が大体決まっているんですよ。だから、それで私は継続したいということで。他の事業にしわ寄せとか何とかじゃなくて、こういうソフト事業の枠がございまして、私はこれを優先してやりたいということでございまして。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他に。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

と言うことは、私が懸念した事案は発生しないと、つまり継続してやれるのよって話ですね。はいわかりました。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

1点だけ橋村議員に回答していませんでしたけれど、過疎債が外れるということが、今、非常にうちは厳しいところで、ほとんど卒業生がいらっしやらないところで、人口の減少率でいきましたからですね。財政力指数もそうでございますが。たぶん、もう継続してできるんじゃないかなとは考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

私が心配したのは、もしこれが中止になった時に、利用者からの反動というか、なんで途中でやめるのかというふうな苦情が来る可能性がないのかなと思って質問したんです。回答は結構です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

先ほどのながさき農林業の関係で、先ほど県の補助金が3分の1、町が10分の1ということでありましたけれども、以前、私は過疎債のことについてもご質問しておりましたが、この過疎債のこういった事業も対象になるんじゃないだろうかと思うわけですよ、道路とか、そういった生産経営面的になると書いてあったもんですから。

そうしますと、70%、その全額、例えば町が借りたとして、生産者の方が30%負担して国の方から70%の起債をした時に補助金があるということでもありますけれども。そういういった方も生産者側にとって有利な起債の仕方というか、そういった、これは事業がまた違うからあれなんですけれども、そういったものが検討されるのかどうかですね。今後、そういったものについてはどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回は、県の方の割り当ての予算が、陳情しておりましたらとれたもんですから、とりあえず県の補助と町の10分の1を持っていきますけれど、今後検討して、この町が出す分がどのくらいこの過疎に適用なれるか、また検討協議をしなくちゃいけませんけれども。

今回、どうしても緊急で枠が取れたもんですから、こういう形で先に事業を進めさせていただくということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

10 ページ、11 ページの過疎債関係なんですけれど、ソフト事業ということで、4000 何百万円の枠が取れているということで今回使われているんですけれど、ソフト事業の内容が私もちょっとよく勉強してないもんですからわからないんですけれど、今回若年層通勤ですね、応援金ということで3300 万円ほど上げられています、先ほど町長のお話でいきますと350 人ぐらいが対象ということで、月8000 円ということですので、月に換算すると約300 万円程度なのかなと思うんですけれど。この3300 万円は、何月からされる予定で3300 万円という計上をされたのか。その辺をお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは4 月からです、今年のですね。今年の4 月から遡って12 か月分やるということです。遡

及してですね。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

350 人という計算と言いますか、予定というのが、何か根拠があられるのかちょっとわからないんですけど、このせっかく 4000 何百万円ですね、過疎債として使えるお金が、お金と言うか使える起債ができるとあった時に、他に、これの他にですね、もっと子育て支援的なもので何かなかったのかなとちょっと思うんですけど。それはなぜかといいますと、ちょっと大まかにたぶん計算をされているのかなと思いますので、ちょっとありますけれど、高齢者のタクシー利用助成金を令和元年からされているんですけど、その時も実際的人数がわからなくて、75 歳以上の方が 1,500 人程度いらっしゃると思いますので、それでこれぐらいの方が免許証を持たないだろうという形でたぶんされたんだと思うんですけど、令和元年に 375 万円の予算を立てて、実績が 60 万円だったんですね。令和 2 年も 900 万円の予算を計上されて実質 270 万円ですね。令和 3 年度も 675 万円の計画を立てられて実質 400 万円使われて、だいぶ近づいてはきているんですけど、その計画、予算を計上された額と実際の額がかなり離れているというのがありましたので、今回、せっかく使える 4000 何百万円使える起債ができるのに、実際、この 3360 万円というのがどの程度真実味があるのかと言ったら失礼なんですけれど、350 人という計算がどこから出てきたのかなというところをもう 1 回確認させてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、国勢調査で 500 人ぐらいはいらっしゃるんですけど、とりあえずこの枠で、申請がどのくらいか、100%くるかどうかわかりませんが、そういう形で、350 人ということで今予定を組んでおりますが、もし上回った時には、一緒に単独費でも私はつぎ込みたい。

私は、これは町長の時の公約というか、掲げておりますので、政治的な施策でやらせていただきたい。と言うことは、人口増を何としても定着させたいということですね。

もし、立山議員がおっしゃるように、少なくなった時には、今度は基金にこれをそのまま積み上げられるものですから。4000 万円ぐらい枠をしてもですね。そういう形で、どっちにしてもいけるのかなと判断をいたしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

内容的には基金に最終的には積み立てられるということですね。わかりました、そこは。

あと 1 点なんですけれど、今、大体普通の企業というのは、通勤手当が、通勤されている方については出ているのかなと思うんですけど、申請をされる段階でどのような形でされるのかわからないんですけど、大まかに通勤手当を頂いている方であって、例えば、何と言いますかね、JR とか公共機関を使われている方ははっきりしていると思うんですけど、車ですね。自家用車で通勤されている方については、どのような計算でもらっているのか企業で違うと思いますので、その辺、



この通勤手当とかの関係についてはどのように考えてらっしゃるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

通勤手当も別に、うちの町の独自の政策としてやりたい。これは嬉野市も武雄もたぶんやっているとすけれども。ガソリン代とか、それから普通の列車、新幹線も計算をいたしております、定期券とかですね。そういう中で、8000円が妥当なところだと思って組んでおりますので。通勤手当との関連とかじゃなくて、うちの町にとにかく家を作っていただいてうちから通っていただきたいということでございますので、これはもう施策として、そういう方針で挙げておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

他に。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

今の件なんですけれど、これ、40歳未満適用と書いてある。これはどういう基準で40歳。働いている方は、60歳以上まで通勤されている方もいると思うんですけれど。その辺の説明をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、今、この50歳、60歳での方は、たぶんここにずっと住み続けておられる方が多いと思うんですよ、家も持たれてですね。でも若い人がここから通っていただくための施策でございますので、40歳以下ということで決めてお願いしているところでございます。

今からどう町がなるかわかりませんが、2050年に4,000人台という、新聞にも載っております。どこの人口も沈むんですけれど、ちょっとうちは緩やかに、こうなりつつございますからですね。何としても何らかの施策を打って、ここから通っていただくような形になるということで、若い人を中心に充てたということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

他に。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

今、先ほどの答弁です、町長、月8000円というのを妥当と表現されましたよね。妥当と、もう1回言いますよ。これ、町外に通勤されている方々に対して、長崎も、遠くは長崎、佐世保ですね。福岡もあるかもわからないし。一番近いところでは川棚、波佐見、大村。これ、一律で良いんですか。これね、やっぱりね、ちゃんとした基準を作って、川棚までは何キロという基準を作って支給した方が良いでしょう。一律に8000円というのは、これやっぱりね、妥当、妥当って言われましかけど妥当じゃないですよ。これ指摘しておきます。改善を要求しておきます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、川棚は該当になりませんが、川棚と嬉野と大村ですね。それ以外ですから。

うちが今調べておりますのは、普通自動車も軽自動車も通行の距離で大体の負担額というのが、ガソリンのも考えておりますし、新幹線の定期も調べております。それで、普通列車の在来線の方も調べておまして、大体 8000 円を超している所なんです。だから、距離じゃなくて、私はここに住んでいただけるような形で、通勤手当は別な感じで考えておりますので、8000 円で区切りをして、なるべく皆さんが対応できるように、起債の中でやりたいということで最初案を出したわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

説明の中で、私、川棚、嬉野、大村というのを含むっていうのではなくて除外ね。除外ね、除外ということね。除外ということなら。

でもね、それでも、それでもやはり 1 つとんだとしても、諫早と長崎は違うんですよ。佐世保と平戸松浦まで行くかどうかわかりませんが、これも違うんですよ。その辺のところの基準というのは、やはり作った方が良くはないかなと。

なんでも自分の考えで、妥当というのはいくらでもこれでいくんだと。妥当性というのはいくらでも自分が判断するんじゃないんですよ。自分が妥当だと判断するはずじゃないんですよ。皆さんが妥当だという判断をするんですよ。自分で妥当だというのはいくらでも監査もそうでしょう。監査委員が妥当だと認めますって、こうやるんでしょう。自分自身が妥当だと言ったらおかしいですよ。そう思いませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、私が提案権があるから、こういうことで意見を言っているだけです。先ほどもありましたように、通勤手当は距離が伸びれば伸びるほど通勤手当も増えるんですよ。だから、その辺の距離の換算は会社が払われるところがあるし、公務員の方はそういう基準がございますからですね。うちの職員だって時津町から通っている方も通勤手当を、決算の時調べてもらえばわかりますけど、出していますからですね。

そういう形で、とにかく、私が判断して出したと。これは、私が提案権がございますから、そういうことで申し上げただけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

15 ページをお願いします。7 款 1 項 2 目商工振興費です。これの燃料費等高騰対策支援事業として 6 月から 9 月までのデータをとというふうに説明をされたと思うんですけど、そして 10 万円を上限とし 2 分の 1 と。で、そういう前提でちょっと質問しますけれども。

まず、町内に中小企業の、このなる企業の数を、まず数が一つですね。もう 3 回しか質問できない、あと 2 回しかないから。数はいくらなのか。

それから、例えば、例えばですよ、中小企業に、例えば飲食店とかやっておられる方がありますよね。そういうやつが中小企業に含まれるのかどうか、こういう点。これ2つ目ですね。

そして、これ、6月から9月までの燃料費の中に、例えば車で使った燃料費とか、あるいは何ですか、先ほど飲食店だったらガス代とか灯油代とか、いろいろ諸々あるんですけど、そういうやつも一切含めた燃料代なのか。この点をちょっと教えていただけますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

細目は担当課長に説明させますが、まず中小企業というのは、経済センサスというのがあるんです、統計を調べるやつが。そこに上がってきた数ですね。この中では、しかし、農林水産業の個人の事業所を除く業種が上がってまいりますので、そこを網羅して出すようにしております。あと詳細につきましては、産業振興課長に説明させます。産業振興課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

この数につきましては、令和3年の総務省経済センサス基礎調査に基づきまして、町内の事業所を有する事業者が286と出ておりますので、これを基準にしております。

あとは燃料費もですけど、ガソリン、重油、灯油、軽油もありますけれど、あと電気料とガス料と。それを対象といたしております。

○議長（吉永秀俊君）

他に。6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

13ページの3款2項2目の204万円と金額がちょっと挙がっているんですけど、子どもたちに、これはおやつだろうと思っているんでしょうけれど、これは、何か所予定されているのかですね。

それと、大体一食当たりどのくらいの予算に当たっているのか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これが、大体今調べておりますのが81世帯。月に4500円で計算をさせていただいております、11月からですから5か月分。

これは前回ちょっと、議員さんの方からも質問があつておまして、なかなかできませんでしたけれど、今回、副食費の助成をするようにいたしましたので、そういう形でございます。

それと、あとはですね、その途中で園に移って来られた方もちょっと今予定をしておりますのが、大体50世帯ぐらいは入れ替わりがあるんじゃないかなと思って、予備で予算を組ませていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他に。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

3 回目ですけれども。

先ほどの 15 ページなんですけれども、中小企業が 286 件というのはわかりました、どういう業種かというのは。これに含まれていない町内業者もおられるわけですね。例えばパーマ屋さんとか床屋さんとか、先ほど、飲食店やっている方も、やはり燃料高騰で非常に苦しんでおられる方もおられるわけですよ。それとは含まないわけですよ、今回の。含んでいるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○——△——

含んでいけば、含んでいると私の質問も意味がないんですけれど。そののところだけをお答えください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それは含まれております。中小企業の。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

11 ページの 2 款 10 目 18 節の宅地造成の補助金の件なんですけれど、これ、1 区画 50 万円ということなんですけれど、平米数に関係なく 1 区画 50 万円なんですか、広くても狭くても。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

1 区画 200 m<sup>2</sup>以上で基準を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 69 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 69 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 71 号 令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 4、議案第 71 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 71 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 38 万 6000 円を追加し、予算の総額を 11 億 7213 万 6000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、歳出は国保集約システム連携復旧費 21 万 5000 円、特定健康診査等事業費 17 万 1000 円。歳入は繰越金 38 万 6000 円でございます。詳細につきましては、健康ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（氏福達也君）

議案第 71 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明を加えます。

当該補正予算につきましては、8 月 12 日に本役場庁舎が落雷を受けましたことに起因したシステムの更新作業と 10 月の新規職員配置に伴うタブレットリースの追加であります。

新規職員に関する補正につきましては、9 月定例会で予算計上を済ませたつもりでございましたが、計上漏れがございまして今回の補正計上をさせていただいております。大変申し訳ございません。

それでは説明の方に入らせていただきたいと思います。議案の 6 ページをお開きください。歳出からご説明いたします。

1 款 1 項 1 目総務費の一般管理費でございますが、11 節役務費の 16 万 5000 円及び 13 節使用料及び賃借料の 3 万 8000 円につきましては、国保のオンライン集約システムのパソコンの再設定費用になります。これは、町と国保連合会のシステム連携を行うパソコンに落雷被害が生じたため、

ハードディスクの入れ替えとシステムの再設定、OS のライセンス使用料となります。

7 ページをご覧ください。5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費です。13 節使用料及び賃借料ですが、17 万 1000 円でございますが、これは国保の特定健診を受けられた方への受診結果説明で使用するタブレットになります。説明そのものに使用したり、又は準備段階で資料作成に使用するものです。現在、保健師 1 人につき 1 台ずつリース所有しており、新規職員分についても追加リースするものです。

戻りまして 5 ページをご覧ください。歳入をご説明いたします。

7 款 1 項 1 目繰越金ですが、令和 3 年度の繰越金 38 万 6000 円を歳出予算に相当する額を計上をいたしております。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表、そして 3 ページから 4 ページの事項別明細につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 71 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 71 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

## 日程第 5 議案第 70 号 東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約の変更について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 5、議案第 70 号東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

## ○町長（岡田伊一郎君）

議案第 70 号東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約の変更についてでございます。

次のとおり請負契約を変更することについて議決を求める。

1、契約変更の理由 東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約額の変更。2、契約の方法 当初、指名競争入札による契約。変更 随意契約。3、変更前契約金額 9914 万 1900 円。4、変更後契約金額 1 億 564 万 5100 円。5、契約の相手方 住所 長崎県大村市富の原 2 丁目 848 番地 1。会社名 株式会社 サカモト美装。代表取締役 坂本剛志。

提案の理由といたしまして、ひび割れ及び鉄筋腐食補修等の改修箇所を増、並びにバルコニー部分防水及びガラスブロック破損部改修等のため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、教育次長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。教育次長。

## ○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

## ○教育次長（岡田半二郎君）

議案第 70 号につきまして町長に代わりまして説明いたします。

本工事につきましては、6 月の定例会で本契約の締結の議決をいただいたものです。この度の契約変更においては 2 回目の契約変更を行うものでございます。

今回の主な変更理由といたしましては、工事の施工中による足場を組んでの現場調査の結果、教室棟及び特別教室等での改修箇所数量及び追加改修工事等による増工でございます。

なお、本工事の施工に当たっては、先般の 9 月定例会での報告第 17 号による専決処分に関する報告についての際にもご説明いたしましたように、事業等の学校活動への影響や支障を最小限にとり、全体の中学校校舎を 2 区域に分けて、先に教室等及び特別教室等を前半部分として実施し、そして後半で職員室や図書室等の管理棟と多目的ホール等を実施する形で、2 段階で施工し、工期を 12 月 23 日までとして実施しております。

では、添付しております議案第 70 号の資料をご覧いただきたいと思っております。

添付資料 1 ページには、今回の変更内容を記載しております。

まず、教室等においては、上から 3 段目までの部分の補修につきまして、打診調査等の結果の数量、結果により数量が増えているものでございます。また、新規の追加補修工事として、教室棟 2 階のバルコニー部分の防水シートの劣化がひどく、その張り替え補修及び教室棟 2 階及び 3 階部分のトイレ部分の壁面のガラスブロックにひび割れ等の破損がひどく、外壁面においては、今後破片等の落下の危険性も考えられ、また、内壁面におきましては、破片の欠けから雨漏り等の原因もあるため、補修工事が必要と判断いたしました。これの内容については、4 段目以降に係る追加補修工事の内容で記載しております。

なお、関係図面といたしまして添付しております、A3 横の添付図面の表面に立面図の上部の部分でオレンジ色の着色をした部分がガラスブロックの部分になります。また、バルコニーについては、図面の裏面の青色の着色部分になります。

続きまして、特別教室等につきまして、上から 3 段目までの部分の補修については、先ほどと同様に、打診調査の結果の、現場での調査結果の数量が増えているものでございます。

また、新規の追加補修工事として、実施設計に入っていなかった窓枠サッシの枠のビートやコーティング等にひび割れての劣化がひどく、劣化部分は雨漏りの原因にもなりますので、このたびの改修工事に加えて実施する方が良いと判断したものでございます。

追加工事の内容としましては、添付しております図面の表面をご参照いただきまして、赤色着色部分がビート部分の交換でございます。青色部分がコーティングの打ち替え、充填部分となります。

なお、ビート部分交換の延長は404.74m、コーティングの内訳が88.32mでございます。及びサッシガラス等の清掃などを追加計上しております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

提案理由のところに書いてある、工事を施工するにあたり現場調査の結果と書いてありますよね。そもそも最初の契約する時、こういったところの調査は、事前に、周到にやっとなきゃいかんことですよ。道路みたいに掘ってみないとわからないと、岩盤がね、軟弱であるとか。そういうところは仕方ないと思うんですけども、こういうところはもう外に出て。私も中学校校舎見に行きました。その時、やはりこれはひどいねと。もう鉄筋も腐食している。これは中の話なんですけれども。

そういった状況で、これは事前にわかっていた話ではないのかな。工事を施工するにあたり、現場調査の結果こういうことがわかった。これが私はちょっと合点がいかないというか、ちょっとずさんではないのかなという所見を持っているんですよ。この点、町長、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この点につきましては、足場を組んで、立ち上がって目視で綺麗に確認したり、いろいろ反応を見てみたりしないとわからなかった点が多々ございまして、誠にこれ申し訳なかったと思っているんですが、今回挙がってきたのは、足場を組んで初めてわかったということでございます、外側からの外壁のところですね。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

確かに2階とか3階はそういうことを言えるでしょう。

この図面見てください、これは私勘違いですかね、この図面の右下あたりの2段になっていますよ。これ、1階の部分じゃないですか、2階建て。1階はそんなに足場を組まなくてもわかりますよね、通常。いかがですか。

今、町長の説明からすると、この辺のところは足場を組まないとわからない。わかる所とわからない所、確かにあるでしょう。ね、それは理解できます。しかし、1階部分を見て、大体2階、3階分、推測できますよね。と私は思うんですが、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）



町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

1階部分の、まずサッシの、大石議員がおっしゃっているのはサッシの枠のコーティング充填部分とビート交換の部分だと思われませんが、これにつきましては、当初、大工事として入れていなかったものです、そもそも設計の段階ですね。

ですから、結果、これを、実際工事に入りまして、工事を進めていく段階で、やはりこの劣化がひどかったということで。ここも雨漏りの原因、そういったものを、水が染み込んでいる原因の一つであるということが結果として確認できましたので、これを、この部分については新たに、今回この改修工事で足場を組んでる状態でしないと、後でこれをまたやるとなると、また新規に改めて足場を組んで対応しないといけないということでしたので、今回こういった改修工事を行っている段階で、足場をそのまま生かしてですね、こういった補修ができるようにということで、これについては追加工事で加えたものでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

3回目ですけれども、今、次長が言われたことは理解できるんですよ。足場を組んだ方が効率的に、私もそうだと思います。この変更は、私は結果論としてですよ、結果論としてやむを得ないのかなと思うんですけれども。そもそも最初の時に、調査の段階に足場を組まなくてもできるんじゃないですかと私言ってるんですよ。

だから、あとで業者から言われて、もう足場を組んでしまったらこういうところやった方が良くないですかということだけでも、1階部分から2階部分とか3階部分、推測できるじゃないですか、1階部分を見ただけで、最初の発注する時ですよ。その辺ところの詰めが甘かったのではないのかなという私の意見です。この点いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

確かに状況としましては、大石議員がご指摘をされましたように、1階部分で十分そういった予測と状況がですね、同様に2階、3階もこのようになっているんじゃないかというところは予測できたものと判断いたします。ご理解いたします。

その時点で、十分そこまで予測して調査等を精査しておけば、こういったことは、当初設計に十

分盛り込んで対応ができたものと思われまますので、今後、こういった改修工事におきましては、十分想定をもって、前例的なものを参考にしながら、十分当初の設計に反映できるように対応を図っていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

今の件なんです、もう窓枠から雨漏りしていた状況というのが確認されている状況なんです。されていたんですよ、もう1年以上前に。ですから、私言いましたよね、同時にしなさいって。同時にした方が良いでしょう。くれぐれも言ったよね。にもかかわらず、今のように追加工事で契約変更すると。これは明らかにね、わかっていた話なんです。雨漏りしていたんだから、窓枠から。しかもジャカジャカ。少しではないよ、水たまりができるほどよ。その現状を知らなかったのかわり。そりゃ知らなかった、わからなかったとは、それは通用しません。

さっき議員が指摘したように、甘いんですよ。甘い。ちゃんとした形の中で、現状を捉えた工事をやれば良いんですよ。それをやらなかっただけの話なんです。今後、注意してください。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

お尋ねです。バルコニーの防水ということとされるということになっているんですけど、バルコニーは廊下の外側のことだと思っていますけれど、当然外側ですので、雨風ですね。そういう風雨にさらされる場所で、元々防水のついているのがよくわからないんですけど、もし、これしなかった場合は、例えばバルコニーが崩れ落ちるとか、そういう危険性があるということでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

この図面の裏ですけども、この部分は2階の部分に出ているんですが、その下は特別教室の教室になっています。ですから、バルコニーだけが出張って出ているわけではございませんで、その下は教室がございまして、そこがもうかなり劣化がひどい状況でしたので、バルコニーの上部の部分がですね。ですから、ここからまた雨漏りかれこれが入って、下は教室でございまして。これ線路側の方です、表じゃなくて線路側の方になりまして、そこに。

今現状、そこには室外機とか、そういった空調の室外機が乗っている部分でございまして、そこが幅、そうですね3mほどですか、あるんですけども、その下はそのまま特別教室の教室になっている所で、今後、そこも劣化がひどかったもんですから、1階部分の特別性のそういった漏水あたりにですね、雨漏りになる可能性があるということで、今回追加して、防水シートを張り替えるというところで計上させていただいております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

それでは質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 70 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 70 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 4 年第 3 回東彼杵町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会（午前 10 時 27 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 大石 俊郎

署名議員 尾上 庄次郎